

消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

～「転嫁カルテル」や「表示カルテル」が認められます～

転嫁対策特別措置法では、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会に届出をすると、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間における商品又は役務の供給について、独占禁止法の例外として、「転嫁カルテル」及び「表示カルテル」が認められます。

①転嫁カルテルとは、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為のことをいいます。

(例) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定や、消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数を、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理することの決定。

②表示カルテルとは、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為のことをいいます。

(例) 税率引上げ後の価格について、「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示したり、「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示するよう、統一的な表示方法を用いることの決定。

図1

〈総額表示の例〉

10,800円(税込)

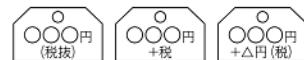
10,800円(税抜価格10,000円)

10,800円(うち消費税額等800円)

図2

〈誤認されないための措置の例〉

- 個々の商品の値札の表示価格で税抜き価格であることを明確にする



- 店内の目に付きやすい場所や各商品棚などに次のような掲示をする

当店の価格は全て税抜き表示となっています。レジ精算時に別途消費税相当額を申し受けます。

図3

〈税抜き価格の強調表示の例〉



※「本体価格」を決めるることは、例外に当たらず、独占禁止法に違反する行為となりますので注意してください。また、転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。この例外を受けるためには公正取引委員会に事前に届出をする必要があります。届出方法等については、今後、政府から公表されるガイドライン等で確認しましょう。

国等の責務

転嫁対策特別措置法では、国等の3つの責務が次のとおり明記されています。

①国の国民に対する、次の内容についての広報の徹底

②情報の収集、通報した者の保護等に関する国の万全の措置

③調査、監視を行うための国及び都道府県の万全の態勢の整備

③については、先行して平成25年6月15日から施行され、国等の態勢の整備が始まっています。

10/20日 第4回西舞鶴こうちゃつた 100円商店街開催決定

毎年、西地区商店街（新世界・マナイ・平野屋・中央の各商店街）で開催され、大きな賑わいを見せる「西舞鶴こうちゃつた100円商店街」の開催日が決まりました。今回も、100円のお買い得商品の提供やグルメフェスタをはじめ、さまざまな楽しいイベントがおこなわれます。



主 催：西舞鶴100円商店街＆グルメフェスタ実行委員会
問合せ先：同実行委員会 TEL：0773-75-0933